

共同監査協定書

甲 ○○○○

乙 ○○○○

甲及び乙（以下「共同監査人」という。）は、×年×月×日付けの○○株式会社（以下「委嘱者」という。）との間の監査及び四半期レビュー契約書に基づき、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施すること（以下「共同監査」という。）について、次のとおり協定する（注1）。

第1条（利害関係の確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって、会社法所定の欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと、金融商品取引法に定める特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持をそれぞれ確認する。

2. 共同監査人は、監査報告書や四半期レビュー報告書を提出するに当たり、その都度、特別の利害関係のないことと独立性の保持をそれぞれ確認する。

第2条（品質管理システムの確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって（再任・更新の場合を含む。）、他の共同監査人に対し、共同監査に関する品質管理の方針又は手続を実施していることをそれぞれ確認する。この確認に当たっては、相互に協力するものとする。

第3条（監査及び四半期レビュー実施上の合意）

共同監査人は、共同監査人間の監査及び四半期レビュー実施上の取扱いを決める必要が生じた場合には、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

2. 合意内容は、原則として、書面をもって確認する。
3. 合意内容の変更についても、前2項の手続による。

第4条（監査及び四半期レビュー計画）

監査及び四半期レビュー計画は、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

第5条（職務の分担）

共同監査を行うに当たって、その従事者を、監査責任者又は業務執行社員、主査及

びその他の補助者に分かち、それぞれ次の職務を分担するものとする。

監査責任者又は業務執行社員

.....

主 査

.....

その他の補助者

.....

第6条（業務執行社員の変更）

共同監査人の双方又は一方が監査法人の場合、共同監査人は、業務執行社員の変更を行うとき、他の共同監査人と協議しなければならない。

第7条（監査従事者）

共同監査人は、共同監査に従事させる者の資格及び氏名を他の共同監査人に通知するものとする。

第8条（主たる執務場所及び連絡担当者）

主たる執務場所及び連絡担当者は次のとおりとし、共同監査に関する事務は、主たる執務場所を中心として行うものとする。

主たる執務場所	甲の〇〇事務所
連絡担当者	甲 〇〇〇〇
	乙 〇〇〇〇

第9条（意見又は結論の形成）

共同監査人は、共同監査上生じた問題について、他方のいかなる質問にも誠意をもって十分回答するように努めなければならない。

- 共同監査人は、会計、監査、四半期レビュー及びそれらに関する報告事項について共同監査人間で意見又は結論が一致しない場合には、委嘱者への対応を含め、監査報告書や四半期レビュー報告書の提出前に十分に協議し意見又は結論の一致に至るよう努めるものとする。

第10条（審査方法）

監査意見及び四半期レビューの結論は、共同監査人間で協議の上形成し、審査をそれぞれが経た後表明する。

2. 監査意見及び四半期レビューの結論に係る審査は、共同監査人がそれぞれの品質管理システムに従って実施し、その結果をそれぞれに通知する。

第11条（監査調書及び四半期レビュー調書の作成）

共同監査人は、監査調書及び四半期レビュー調書の作成に当たっては、監査基準報告書230「監査調書」に規定する要件を充足しなければならない。

第12条（監査調書及び四半期レビュー調書の保管）

監査調書及び四半期レビュー調書は、共同監査人の共有に属するものとし、共同監査人間で合意された者が、合意された期間を通じ、合意された場所において保管するものとする。

2. 監査調書及び四半期レビュー調書の保管者は、前項の期間中、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。

第13条（第三者の閲覧、複写）

共同監査人は、第三者から共同監査に関連して監査調書及び四半期レビュー調書の閲覧若しくは複写又は情報の提供を要求された場合には、速やかに、その対応について他の共同監査人と協議し、適切な対応を行うものとする。

第14条（固有・独占的情報）

共同監査人は、共同監査に関連して知り得た他の共同監査人固有の又は独占的情報等（監査及び四半期レビュー手法を含む。）を正当な理由なく、他に漏らし、又は盗用してはならない（注2）。

第15条（報酬及び費用）

報酬は、次のとおりである。

.....

2. 監査及び四半期レビューに要する費用（委嘱者が負担するものを除く。）は、共同監査人が次のとおり負担するものとする。

.....

第16条（応訴等に関する協力）

共同監査人は、共同監査に関連して法的手段の行使等を受けた場合、これに対する防御のために相互に協力しなければならない。

第17条（損失の分担）

共同監査に関連して共同監査人が損失を被ることとなった場合の当該損失は、共同監査人間で十分に協議の上分担するものとする。

第18条（保険への加入）

共同監査人は、相互に適当と認める職業損害賠償責任保険に加入するものとする。

第19条（協定の改正）

本協定について改正の申出があったときは、共同監査人間で協議して決定するものとする。

第20条（その他）

本協定書に記載がない事項で、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則並びに監査基準、監査に関する品質管理基準及び日本公認会計士協会が公表する監査関係の実務指針等に定めのある事項については、共同監査人においてこれを遵守しなければならない。

2. 共同監査人間において協議すべき事項が生じた場合には、お互いに誠意をもって速やかに適切な対応をとるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、当事者各1通を保有する。

×年×月×日

事務所所在地

甲 ○○○○

事務所所在地

乙 ○○○○

(注1) 共同監査人がそれぞれ個別の監査及び四半期レビュー契約書を作成する場合は、「甲及び乙（以下「共同監査人」という。）は、〇〇株式会社（以下「委嘱者」という。）と甲との×年×月×日付け監査及び四半期レビュー契約及び委嘱者と乙との×年×月×日付け監査及び四半期レビュー契約を前提に、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施すること（以下「共同監査」という。）について、次のとおり協定する。」とする。

(注2) なお、第14条に正当な理由の記載を追加することも考えられる。正当な理由としては、次の場合等が想定される。

- 一 共同監査人のいずれかが、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 共同監査人のいずれかが、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- 三 共同監査人のいずれかが、日本公認会計士協会の品質管理レビューに応じる場合又は同協会の会則等に基づき同協会の質問若しくは調査に応じる場合
- 四 共同監査人のいずれかが、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
- 五 共同監査人のいずれかが、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合
- 六 前各号に定めるほか、法令又は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準、日本公認会計士協会倫理規則その他の共同監査人のいずれかが遵守すべき職業的専門家としての基準により必要となる場合